

岐阜市自治会連絡協議会タブレット端末等導入及び通信サービス提供 仕様書

1 件名

岐阜市自治会連絡協議会タブレット端末等導入及び通信サービス提供

2 目的

岐阜市自治会連絡協議会において、情報共有の合理化、連携性の向上による自治会活動の負担軽減、ペーパーレス化による費用低減、及び環境保全を図るために、必要となるタブレット端末等の導入及び通信サービスの利用契約を行う。

3 納入場所

岐阜市市民協働推進部市民活動交流センター（岐阜市司町40番地5）

4 契約の期間

契約締結日から令和8年10月31日までとする。

(1) 納入期限 令和5年11月20日

(2) 通信サービス契約期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで

5 業務の内容

本業務の内容は、次の(1)～(9)までの項目を一括して行うものとする。

(1) タブレット端末及び付属品の納入

以下の仕様を満たすタブレット端末及び付属品を52台分納入すること。

ア. タブレット端末

台数 : 52台

機種 : iPad または androidOS 搭載端末

スペック : iPad の場合は第9世代以降、android 端末の場合は RAM 3GB 以上
及び ROM 64GB 以上

モデル : Wi-Fi + Cellular モデル

画面サイズ : 10.1 インチ以上

色 : 全て同一色とすること

(同一色の納品が困難な場合は事前に発注者に相談すること)

イ. タブレット端末の付属品等

付属品 : ①充電器

②充電用ケーブル

その他 : ①液晶保護フィルム (予備10枚及び、貼付け作業含む)

②タッチペン

③キーボード無しカバー（スタンド機能が利用できること。タッチペンホルダを有すること。）

(2) データ通信サービスの提供

以下の仕様を満たすタブレット端末のデータ通信サービスを 52 回線提供すること。

- ① タブレット端末で利用可能な 4G/LTE 通信方式で接続できること。
- ② 1 ヶ月当たり 1 台に対して、5 GB 以上までは通信速度が制限されないこと。なお、データ通信サービスに係る通信料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であること。
- ③ 1 ヶ月当たり 1 台の使用したデータ通信量をウェブ上で確認できること。
- ④ インターネット等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ⑤ 天災、地変その他不可抗力により生じた設備の故障又は損傷による障害発生時及び設備の保守又は工事のため、やむを得ない場合を除き、サービスの全部又は一部の提供を中止しないこと。

(3) モバイル端末一括管理 (MDM) など

以下の仕様を満たす MDM サービスを 52 回線分提供すること。

- ① 納入するタブレットの機種に対応していること。
- ② 管理者が Web ブラウザを用いて管理画面を利用できること。
- ③ 盗難、紛失時に、管理者又は通信キャリア側によるタブレット端末に対しての遠隔操作でロック及びデータ消去が可能であること。また、位置情報により端末の検索が可能なこと。
- ④ アプリの配信、インストール管理ができること。
- ⑤ 有害サイトへのブロックやアクセス制限のフィルタリング機能を有すること。
- ⑥ 利用者の意思で MDM を解除できないこと。

(4) LINEWORKS のインストール等

以下の仕様を満たす LINEWORKS を 51ID 分提供すること。

- ① スタンダードプランでアカウントが作成されていること。
- ② 自治会連絡協議会のグループチャットが作成されていること。
- ③ 発注者と協議した設定がされていること。
- ④ 仕様書のほか詳細については随時担当者と協議すること。

(5) 各種マニュアルの作成

以下の仕様を満たすマニュアルを作成し提供すること。

- ① タブレット端末の設定方法（納品時の状態に戻すためのもの）
- ② タブレット端末の基本操作方法（初めてタブレット端末を触る方向け）
- ③ MDM 管理画面の一般的な操作方法
- ④ Wi-Fi の設定方法

⑤ LINEWORKS の基本的な使用方法

(6) タブレット端末等の初期設定の実施

以下の仕様を満たす初期設定を実施し、納入すること。

- ① 初期設定は11月1日から実施し、納入すること。ただし、通信料等の費用が発生しない設定はこの限りではない。
- ② 起動確認及び初期設定を行い、納品後すぐに使用可能な状態にしておくこと。
- ③ 本市が準備する無線 LAN アクセスポイントの設定情報を登録し、Wi-Fi が接続できる状態とすること。
- ④ 導入作業において作成した初期設定内容等の一覧を提出すること。
- ⑤ 導入作業後にアプリ起動やWi-Fi 接続等の動作確認を行い、結果を提出すること。
- ⑥ 導入作業にあたり必要な情報は、別途本市が提供する。
- ⑦ MDM などにより第三者による不正使用または情報漏洩に対するセキュリティ対策の設定をすること。
- ⑧ その他本仕様書に記載する要件を満たすために必要となる設定をすること。

(7) 納入作業

- ・ 初期設定をすべて行った状態で、令和5年11月20日までに納品すること。
- ・ 機器の搬入にあたって、受注者は、事前に日程及び作業体制、方法等をまとめた作業計画書を提出するとともに、本市の指示に従うこと。
- ・ 受注者は、作業進行状況を管理し、発注者に適宜報告を行うこと。
- ・ 不要な梱包材は引取り及び処分を行うこと。
- ・ 納入物品に欠陥が発見された場合には、迅速に対応すること。
- ・ 受注者は、納品後に本市へ機器と MDM の操作方法について説明を行うこと。
- ・ 機器の導入、納品に係る経費は、受注者の負担とし当該契約に含めること。
- ・ 機器の導入、納品の際に、受注者の責任により施設や設備、他の機器に損害が生じた場合は、受注者はこれに係る修復又は賠償等の補償を行うこと。

(8) 運用保守・補償の提供

以下の仕様を満たす運用保守・補償及びセキュリティを提供すること。

- ① タブレット端末、アプリ、MDM などの使用及びトラブルに関する問い合わせに対応すること。対応は、原則として市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- ② 機器の修理が必要となった際、メーカー保証期間内はメーカーが定める修理規定にもとづき無償での修理又は同等機種への交換ができるものとする。ただし、保証期間内であっても使用者の故意、重過失、水濡れによる故障の際、また、メーカー保証期間経過後は双方の協議により対応を決定する。
- ③ 機器の交換又は修理に伴う初期設定については、別途本市と協議をすること。
- ④ 機器の紛失及び盗難時は、発注者からの連絡を受け、遠隔によるロック・データ

の削除の対応を行うこと。

(9) 提出図書

以下の成果品を、①②は契約締結後1週間以内、③④は作業に合わせ、⑤は保守開始前、⑥は月次ごとに提出すること。

- ①作業計画書（スケジュール、実施体制等）
- ②情報セキュリティ対策チェックシート
- ③初期設定内容
- ④動作確認報告書
- ⑤保守計画書（保守内容、体制、連絡先等）
- ⑥保守報告書

6 支払い等

本業務の請求及び支払いに当たっては、以下の事項に留意すること。

・支払は、導入関連費用は、納品後一括払いとする。運用関連費用は、毎月払いとする。

(1) 導入関連費用

- ① タブレット端末
- ② 周辺機器（電子ペン）
- ③ 周辺機器（液晶保護フィルム）
- ④ 周辺機器（カバー）
- ⑤ 端末キitting費用
- ⑥ システム構築（MDM・LINEWORKS）
- ⑦ マニュアル作成
- ⑧ 契約事務手数料

(2) 運用関連費用

- ① 通信サービス利用料
- ② MDM 利用料
- ③ LINEWORKS 使用料

7 情報セキュリティ

- (1) 受注者（受注者から委託を受ける事業者も含む。以下同じ。）は、本業務に従事する技術者に対し、岐阜市個人情報保護条例や岐阜市情報セキュリティポリシー等の諸規定を遵守させなければならない。
- (2) 受注者は、契約履行のため事前に技術者に対し十分な情報セキュリティ教育を行わなければならない。
- (3) 受注者は、本業務で取り扱う個人情報や機密情報、発注者から入手する資料及び作成する資料（以下「情報資産」という。）等について、厳重に管理しなければならない。

特に個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。

- (4) 受注者は、情報システム等のアクセス権限を付与する技術者の数を必要最小限とし、かつ技術者に付与するアクセス権限の範囲を必要最小限とすると共に、アクセス権限の付与状況について報告すること。また、付与状況に変更があった場合は速やかに報告すること。
- (5) 受注者は、本作業内容における特権 ID（システムの管理者権限、データベースにアクセスするための権限等）の管理方針について、発注者の承認を得るとともに、発注者の管理方針に準拠しなければならない。
- (6) 受注者は、情報資産の保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、個人情報や機密情報を含む情報資産を発注者の指定した目的以外に使用すること及び第三者へ提供することを禁止する。
- (7) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (8) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (9) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託した場合、委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、委託先の全ての行為について、発注者に対して責任を負わなければならない。
- (10) 受注者は、情報資産を発注者の指定した目的以外に複製又は複製することを禁止する。
- (11) 受注者は、不要になった場合は速やかに、発注者から入手した個人情報や機密情報を含む情報資産を返還又は発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて発注者に通知しなければならない。なお証明においては、情報資産の内容、消去・廃棄方法（紙媒体は溶融、電子媒体は物理的破壊又は専用ソフト利用等）、時期、責任者等を記録すること。
- (12) 受注者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、契約締結後一週間以内に別紙3「情報セキュリティ対策チェックシート」を作成し、提出すること。委託がある場合、委託先も「情報セキュリティ対策チェックシート」を作成し、受注者の責任で点検・提出すること。
- (13) 受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けることとし、発注者の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置をとった場合は、事後直ちに発注者に報告しなければならない。
- (14) 本業務に関し情報セキュリティに関する事件・事故等が発生し、受注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は当該事故等を受注者の名称を含めて公表することが

ある。

- (15) 受注者が前各項の規定に違反した場合、発注者は契約を解除することができる。なお、受注者が受けた損害について発注者は負担しない。
- (16) 受注者は、前各項の規定に違反したことにより発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

8 その他

- (1) 本契約期間の終了日を解約日とし、解約に係る費用請求は行わないものとする。
- (2) 受注者は個人情報の取り扱いに充分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 本業務にあたって知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約が終了した後も同様とする。
- (4) やむを得ない事情により期日までのタブレット端末等の納入が困難である場合は、発注者と協議の上、決定する。
- (5) 本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

9 問い合わせ先

岐阜市市民協働推進部 市民活動交流センター 成瀬、三島
岐阜市司町 40 番地 5
TEL : 058-264-0011

【別紙1】内訳表

岐阜市自治会連絡協議会タブレット端末等導入及び通信サービス提供			
積算書			
項目			金額
① 導入関連費用 小計 (52台分)			
		単価	数量
内訳	タブレット端末		52
	周辺機器(電子ペン)		52
	周辺機器(液晶保護フィルム) ※予備10枚含む		62
	周辺機器(カバー)		52
	端末キッティング費用		52
	システム構築(MDM・LINEWORKS)		1
	マニュアル作成		1
	契約事務手数料		52
② 運用関連費用 小計 (月額定額(52台分)×36月)			
		(52台あたりの月額)	
		単価	数量
内訳	通信サービス利用料(1台あたり月5GB以上) (保守関連費用、ユニバーサルサービス料及び 電話リレーサービス料 注1を含む)		52
	MDM利用料		52
	LINE WORKS使用料		51
③ 総額合計 (① + ②)			

注1 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の番号単価は、公告日時点において一般社団法人電気通信事業者協会より公表(算定を含む。)されている令和5年8月の番号単価が継続するものとして計算し、契約期間内において変更が生じた場合は当該変更後の金額を適用するものとする。